

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和23年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、同年8月から24年4月までの期間を900円、同年5月から25年9月までの期間を3,000円及び同年10月から26年2月までの期間を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月15日から26年3月1日まで
昭和57年に社会保険事務所で年金記録を照会したところ、当該申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、A株式会社に入社し、同社C事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間でないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、経歴書、退職金稟議書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA株式会社（昭和41年1月1日にB株式会社と合併）に昭和23年8月15日から平成2年2月28日まで勤務していたことが確認できる。

また、B株式会社は、「当社における定年退職時（昭和63年2月29日）の職分・資格がD級社員であったことから、申立期間当時、厚生年金保険の資格を有し給与から保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として挙げた5名の厚生年金保険の加入状況について社会保険庁のオンライン記録をみると、5名全員に申立期

間の全部又は一部について厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できる。また、同僚のうちの1名は「私は、昭和 23 年 4 月 1 日に入社し、申立期間のころ申立人と一緒にA株式会社C事業所で勤務していた。私の厚生年金保険の加入期間は、当該事業所における勤務期間を含め一致している。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に同一資格で勤務していた同僚の標準報酬月額から、昭和 23 年 8 月から 24 年 4 月までの期間を 900 円、同年 5 月から 25 年 9 月までの期間を 3,000 円とし、26 年 3 月の社会保険事務所の記録から、25 年 10 月から 26 年 2 月までの期間を 3,500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得時、喪失時等のいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 8 月から 26 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 128

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 44 年 8 月まで
平成 19 年 7 月 30 日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 42 年 7 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料の納付が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間（私の結婚する以前）の国民年金保険料については、私の父親が家族 4 人分の保険料をまとめて集金人に納めていたと父親や実兄から聞いていたので、父親などの納付記録があるのに対し、私の納付記録だけが無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたと主張しているところ、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村が管理する国民年金被保険者納付記録票をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 9 月 29 日に払い出されており、同年 9 月 1 日に資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができないほか、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は昭和 63 年に亡くなっており、具体的な納付方法について確認することができない。

また、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年11月までの期間、53年6月から55年2月までの期間及び55年11月から61年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から52年11月まで
② 昭和53年6月から55年2月まで
③ 昭和55年11月から61年8月まで

私は、平成20年1月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入であるとの回答を受けた。

申立期間当時、私は実家で両親と同居しており、仕事をしていた。申立期間の国民年金保険料については、同居していた父親か母親が納めてくれていたはずであり、私も自分の国民年金手帳を見た覚えがある上、納付書が送られてきた記憶もある。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親又は母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、平成15年3月に基礎年金番号により国民年金の資格を取得していることが確認できる。この資格取得日を前提とした場合、申立期間の国民年金保険料については、同年3月には時効により納付することができない。

また、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても該当する記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親又は母親が、申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人の母親からも申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月1日ごろから30年2月1日まで
② 昭和33年8月28日から34年3月20日ごろまで

私は、昭和29年5月に結婚し、結婚後1か月経過しても職についていないことを心配した実母がA株式会社の事業主に頼んでくれたことにより、同年7月1日ごろから同社に就職することができた。

今回社会保険事務所で年金記録を照会したところ、同社での厚生年金保険資格取得が入社7か月後の昭和30年2月1日となっていることに納得がいかない。

また、私は、次に勤務したB工場において昭和33年4月1日から長女が生まれる直前まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年8月28日となっており、7か月間の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、この直後にA株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できること、また、申立期間②については、この直前にB工場における申立人の厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できる上、出産直前まで勤務していたとする申立内容は具体的であることから、申立人が申立期間①及び②において当該事業所に勤務していた可能性を否定することはできない。

しかし、申立期間①の事業所は、昭和63年11月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当該事業所に係る関係資料を確認することができない。また、申立期間②の事業所の元事業主の親族は、「B工場は

既に廃業している上、申立期間当時の関係資料が保存されていない。また、私は、申立人を記憶していない。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間①において申立人の実妹もA株式会社に勤務していたことが確認できるところ（厚生年金保険の加入期間：昭和28年4月1日から29年10月25日）、申立人及び実妹は、互いに申立期間①当時に同社に実妹及び申立人が勤務していたことを覚えていない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②における同僚に関し記憶しておらず、また、社会保険庁のオンライン記録により確認できる申立期間①及び②当時の同僚からも申立人の勤務状況等に係る証言が得られなかった。

加えて、申立期間①及び②について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から平成3年3月31日まで
平成19年9月に社会保険事務所に対して、厚生年金保険の期間照会をしたところ、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実を確認できない旨の回答を受けた。

申立期間当時、私はA株式会社の代表取締役を、妻は同社の取締役をしていた。同社は、昭和63年3月31日に厚生年金保険の適用事業所で無くなり、平成3年4月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所になったが、申立期間中も会社は存続・操業しており、厚生年金保険の適用事業所で無くなったことは、私共の意思では無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人について昭和63年12月31日に資格を喪失した旨の処理が行われており、また、同日をA株式会社が適用事業所で無くなった日と記録している。

また、同社は申立人が自ら経営していた事業所であり、社会保険事務所は、事業主である申立人から提出された厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出に基づいて、被保険者の資格喪失の確認を行った上で、当該事業主に対して被保険者資格喪失確認通知書を交付し、その後、当該事業主から提出された厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった場合の届出に基づいて一連の事務処理を行ったと考えられることから、申立人が申立期間において、当該事業所の厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上における被保険者資格記録（証

交付・回収記録)をみると、申立人に係る健康保険被保険者証は、平成元年3月3日に回収(滅失)と記録されている上、直後の平成元年4月1日に申立人が国民健康保険に加入していることが市町村への照会結果から確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から平成3年3月31日まで
平成19年9月に社会保険事務所に対して、厚生年金保険の期間照会をしたところ、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間当時、私はA株式会社の取締役を、夫は同社の代表取締役をしていた。同社は、昭和63年3月31日に厚生年金保険の適用事業所で無くなり、平成3年4月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所になったが、申立期間中も会社は存続・操業しており、厚生年金保険の適用事業所で無くなったことは、私共の意思では無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人について昭和63年12月31日に資格を喪失した旨の処理が行われており、また、同日をA株式会社が適用事業所で無くなった日と記録している。

また、同社は申立人の夫が経営していた事業所であり、社会保険事務所は、事業主である申立人の夫から提出された厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出に基づいて、被保険者の資格喪失の確認を行った上で、当該事業主に対して被保険者資格喪失確認通知書を交付し、その後、当該事業主から提出された厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった場合の届出に基づいて一連の事務処理を行ったと考えられることから、申立人が申立期間において、当該事業所の厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上における被保険者資格記録（証

交付・回収記録)をみると、申立人に係る健康保険被保険者証は、平成元年3月3日に回収(滅失)と記録されている上、直後の平成元年4月1日に申立人が国民健康保険に加入していることが市町村への照会結果から確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。